

【1】承諾書兼入会申込書（以下「【1】本書」という。）
事務所名 パラム（イルカ事務所内）（以下「甲」という。）宛
事務所所在地 兵庫県尼崎市武庫元町二丁目11番16号
第1条 当方（以下「乙」という。）は、乙の結婚相手候補者（以下「丙」という。）の情報提供（以下「情報提供」という。）を甲から受けるために【1】本書記載事項を認諾、遵守、履行することを約する。
第2条 乙は、乙に関しての、次の（1）から（4）を返還請求しないことを約し、Ziruka@leto.eonet.ne.jp のメールアドレス宛にメール送付する方法で甲に提出し、入会申込をする。
（1）【1】本書（作成したもの。）
（2）【2】プロフィール（作成したもの。）
（3）【3】身分証明書のコピーの仕方（作成したもの。）
（4）【4】6か月以内に撮影したL判サイズのカラー写真1枚
第3条 乙は、【1】本書を提出した日の翌翌日までに入会金5万円を甲に支払う。
第4条 乙は、【1】本書記載事項、【1】本書記載事項に付帯、派生、関連する事項に関し、甲の助言、指示に従い、甲が【1】本書記載事項を履行し易いように協力する。
第5条 乙は、乙が甲に提出した（2）【2】プロフィール（作成したもの。）に変更が生じた場合は、直ちに変更事項をZiruka@leto.eonet.ne.jp のメールアドレス宛にメール送付する方法で甲に通知する
第6条 情報提供の範囲、方法は、甲の任意とし、甲が乙に情報提供することを保証したものではない。
第7条 乙は、甲が乙に情報提供した内容と事実に齟齬があっても甲を免責とし、甲に不服の申立て、損害賠償等の請求を一切しない。
第8条 乙は、甲から情報提供されたものを他に漏洩せず、丙と不縁になった時点で直ちに廃棄する。
第9条 甲は、丙を募るため、丙、丙の関係者（丙の親族や仲人等）、甲の協力者に、乙の情報公開を必要に応じて適宜行うことができ、当該情報公開の範囲、方法は甲の任意とする。
第10条 乙は、乙が男性の場合は、丙と会うときに甲、乙、丙、乙と丙の付添人等の飲食代等が発生した場合は、その費用を負担する。
第11条 乙は、乙と丙のお会いする日時、場所を甲が乙のメールアドレス宛にメール送付した日の翌翌日までに、セッティングフィーとして金2万円を甲に支払う。
乙は、乙が当該日時、場所の変更を要求、反故にしたときは、その日の翌翌日までに、事由の如何を問わずセッティングフィーとは別に金4万円を甲に支払う。
乙は、乙と丙が会うときに甲が立会うことが決まった日の翌翌日までに、金1万円と実費交通費を甲に支払う。
乙は、乙と丙の婚約、結納等の立会を甲がすることが決まった日の翌翌日までに、その都度金5万円を甲に支払う。
乙は、乙がこれを反故にした場合は、その都度、その翌翌日までに金10万円を甲に支払う。
乙は、乙と丙が結婚の約束をした日、甲の紹介で乙と丙が最初に会った日から不縁にならずに3か月を経過した日のいずれかに該当した場合には、その翌翌日までに金50万円を甲に支払う。
第12条 甲は、乙を会員にふさわしくないと判断した場合は、いつでも（入会后直ちに退会させる場合もある。）、その事由を説明することなく、任意の方法で乙を退会させることができる。
乙は、退会させられても、甲を免責とし、甲に不服の申立て、損害賠償等の請求を一切しない。
第13条 乙は、丙の約束の反故やいかなる言動に対しても、甲を免責とし、甲に不服の申立て、損害賠償等の請求を一切しない。
第14条 乙の会員としての有効期間は、甲が乙を会員と認めてから2年間とする。
当該有効期間終了日までに、当該有効期間を更新しない旨を、甲、乙は、それぞれの相手方に書面で通知（メールでの通知可）しなければ、当該有効期間は、当該有効期間終了日の翌日から更に2年間、【1】本書記載事項と同一内容で更新され、その後も同様とする。
第15条 乙から甲への支払は、次の口座に送金費用を乙が負担し、送金する方法で支払う。
乙は、当該送金元金融機関等の送金証明書等をもって甲からの受領書に代えるものとする。
口座 池田泉州銀行・西武庫出張所・普通2410241・ナカヤマヒロヤ
第16条 乙は、事由の如何を問わず、乙が甲に支払った金銭の返還請求はしない。
第17条 甲は、乙に予告することなく【1】本書記載事項を任意に変更することができる。
第18条 【1】本書記載事項に関する紛争（裁判所の調停手続きを含む。）は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
第19条 乙が西暦2030年12月31日までに、パラム（イルカ事務所内）に提出した【1】本書のみ有効とする。
作成日 西暦20 年 月 日

乙 住所

氏名 ④

生年月日 西暦 年 月 日

④